

大垣喫茶同業組合 規約

第一条

この組合は、喫茶飲食業について衛生施設の改善向上、経営の健全化を図り、公衆衛生の向上及び促進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

第二条

この組合は大垣喫茶同業組合と称する。

第三条

この組合は住所を岐阜県大垣市御殿町1丁目2番地に置く。

第四条

この組合の設立年月日は平成19年11月1日であり決算期を毎年10月1日より翌年9月30日までと定め決算後60日以内に開かれる総会にて過半数を持って承認される。

第五条

この組合は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

1. 保健衛生に関する事業
 - イ) 食中毒予防の徹底
 - ロ) 有害食品の発生時の緊急啓蒙
 - ハ) 検便、水質検査の完全実施
- ニ) 食品衛生取締り協力
- ホ) 調理師の免許の取得PR
2. 環境衛生思想の普及に関する事業
 - イ) 食品衛生責任者講習会の実施
 - ロ) 指導員による施設指導
 - ハ) 食品衛生思想普及のPR
- ニ) 食品営業賠償共済への加入促進
- ホ) 新規加入者の促進と組織の安全強化
- ヘ) 組合員相互の親睦をはかる

第六条

この組合の会員となる資格を有する者は以下の通りとする。

- 1) 飲食業を営むもの。
- 2) 飲食に関連する業種を営むもの。

第七条

組合費の納入を持って組合員とする。組合費は1組合員につき年間8,000円とし、納入に係る費用は組合員負担とする。

第八条

この組合は必要に応じて若干名の理事および監事を置く。ただし無報酬とする。組合長は総会の過半数を持って理事より任命され、当組合の代表者として資産管理及び第五条の事業に係る業務に当たる。任期は2年であるが再任は妨げない。